

野々市市障害者基本計画

(第2期計画 2018～2023年度)

平成30年11月

野々市市

はじめに



野々市市では、平成20年3月に「すべての障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に「野々市障害者基本計画」を策定いたしました。この計画をもとに、市民にやさしい“このまちに住んで良かった”と実感のできるまちづくりを進めるにあたり、障害のある人の自立と社会参加の促進を目指した施策の充実に取り組んでまいりました。

この間、国の障害者施策は大きな転換期を迎え、平成25年4月には障害者総合支援法の施行、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されるなど様々な制度改正等が行われております。

こうした障害者福祉を取り巻く環境の大きな変化を受け、本市の障害者福祉の目指すべき方向性や、新法が掲げる共生の実現に向けた課題に即応していくためには、地域の人材や制度、関係機関等の社会資源を有効に活用しながら、地域全体で取り組み、解決の道筋を見出していく必要があります。

そのため本市では「共に支え合い 住み慣れた地域で 誰もが安心して暮らせる社会の実現」を基本理念に、障害のある人もない人も誰もが野々市市に住みたいと思っただけのまちづくりを目指し、本計画の策定をいたしました。

障害のある人にやさしいまちは全ての人にとってもやさしい住みやすいまちです。障害のある人もない人も、人それぞれに違いがあることを認め合い「自助、共助、公助」の考え方に基づいた支え合いの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました野々市市障害者基本計画等策定委員会の皆さまをはじめ、意見交換会においてご意見をいただきました関係各位に心より感謝とお礼を申し上げます。

2018年11月

野々市市長 栗 貴 章

目 次

第1章 障害者基本計画の基本的な考え方	- 1 -
第1節 計画策定の趣旨.....	- 1 -
第2節 計画の位置づけ.....	- 2 -
1. 計画の位置づけ.....	- 2 -
(1) 上位計画と関連計画.....	- 2 -
(2) 下位計画.....	- 2 -
2. 計画の期間.....	- 3 -
3. 計画の対象.....	- 3 -
第2章 野々市市の障害のある人の現状	- 4 -
第1節 人口構造.....	- 4 -
1. 野々市市全体の人口の推移.....	- 4 -
2. 世帯数の推移.....	- 4 -
第2節 障害のある人の状況.....	- 5 -
1. 手帳所持者数.....	- 5 -
(1) 手帳所持者の推移.....	- 5 -
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移.....	- 5 -
(3) 療育手帳所持者数の推移.....	- 6 -
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移.....	- 6 -
(5) 難病患者等.....	- 7 -
2. 主な取り組みの事業規模.....	- 8 -
(1) 主な障害福祉サービスの事業規模.....	- 8 -
(2) 主な医療費助成の事業規模.....	- 11 -
3. 現状の評価.....	- 12 -
(1) 障害者団体及びサービス提供事業者による現状把握.....	- 12 -
(2) 第1期計画の評価.....	- 13 -
第3節 現状の課題の整理.....	- 14 -
1. サービス量の確保と効率化.....	- 14 -
(1) 担い手の確保.....	- 14 -
(2) 地域による支え合いの推進.....	- 14 -
(3) 地域経営の視点の導入による業務効率化の推進.....	- 14 -
(4) 障害福祉に取り組みやすい基盤づくり.....	- 14 -
2. 障害のある人の生活の質の向上.....	- 14 -
第3章 計画の基本理念	- 15 -
第1節 基本理念と基本目標.....	- 15 -
1. 基本理念.....	- 15 -
2. 基本目標.....	- 16 -
(1) 障害福祉サービスの提供体制づくり.....	- 16 -
(2) 安心して暮らせる地域づくり.....	- 16 -
(3) 支援の総合力を高めるネットワークづくり.....	- 16 -
(4) 障害福祉を支える基盤づくり.....	- 16 -

(5) 障害のある人の生活の質の向上.....	- 16 -
第4章 施策の展開	- 17 -
第1節 施策の体系	- 17 -
第2節 施策の展開	- 18 -
基本目標1 障害福祉サービスの提供体制づくり	- 18 -
(1) 自立した生活の支援	- 18 -
(2) 経済的支援の充実	- 22 -
(3) 障害のある子どもの自立支援	- 22 -
基本目標2 安全して暮らせる地域づくり	- 24 -
(1) 地域の理解の促進	- 24 -
(2) 地域社会への参加	- 24 -
(3) 交流・ふれあいの推進	- 25 -
(4) 見守り・支え合いのネットワークづくり	- 26 -
基本目標3 支援の総合力を高めるネットワークづくり	- 27 -
(1) 障害福祉サービスのネットワークの強化	- 27 -
(2) 情報共有による障害福祉サービスの質の向上	- 28 -
(3) 高齢者・障害のある人等との共生の推進	- 28 -
基本目標4 障害福祉を支える基盤づくり	- 29 -
(1) 情報発信の充実	- 29 -
(2) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進	- 30 -
(3) 福祉教育の充実	- 30 -
(4) 生活環境の整備	- 31 -
(5) 防災・防犯対策の推進	- 31 -
基本目標5 障害のある人の生活の質の向上	- 33 -
(1) 生涯学習の充実	- 33 -
(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実	- 33 -
(3) 芸術・文化活動の推進	- 34 -
(4) 健康づくりの推進	- 34 -
第5章 計画の推進	- 35 -
第1節 関係者との連携体制の整備	- 35 -
第2節 進行管理の方法	- 37 -
第3節 指標の設定	- 37 -
資料編	- 38 -
第1節 策定経過	- 38 -
第2節 野々市市障害者基本計画等策定委員会委員	- 39 -
第3節 野々市市障害者基本計画等策定委員会設置要綱	- 40 -

第1章 障害者基本計画の基本的な考え方

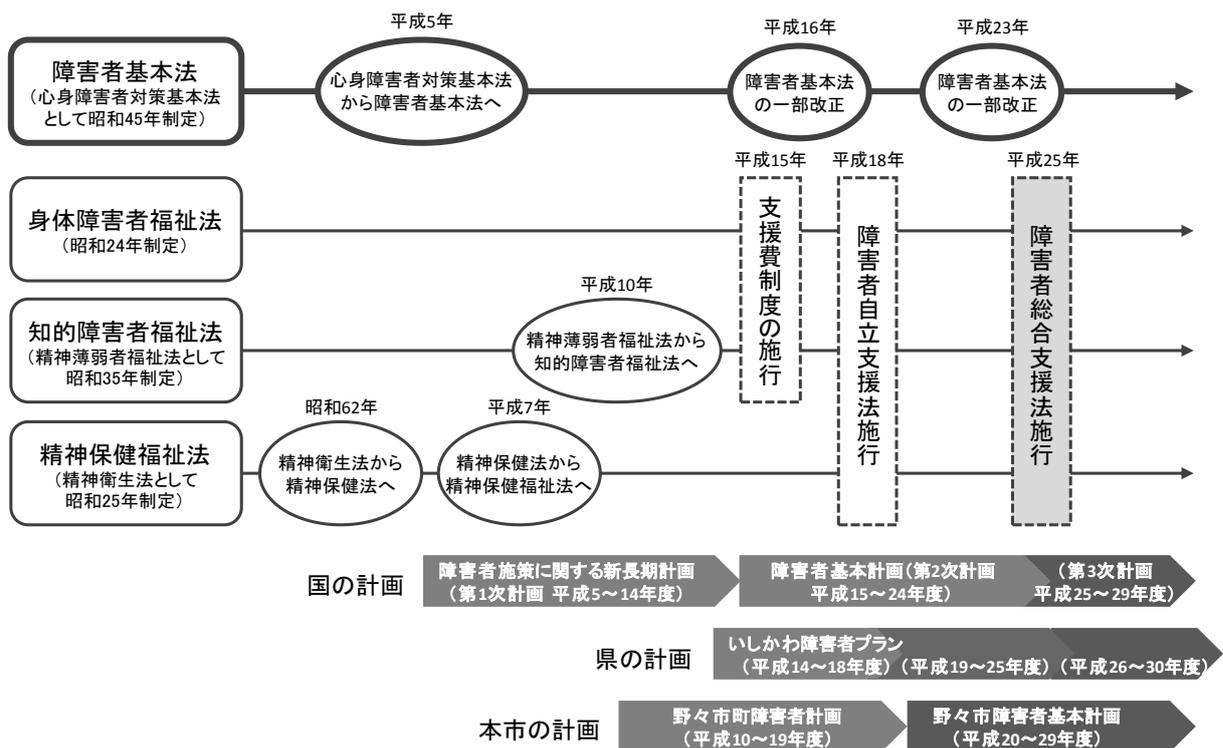
第1節 計画策定の趣旨

近年、国の障害のある人への施策は大きく変化しました。障害者基本法は、平成16年の一部改正において障害を理由とする差別や権利侵害をしてはならないことが、平成23年の一部改正において「地域社会における共生」の実現が盛り込まれました。また、障害福祉サービス等の提供に関する法制度は、平成15年からは身体や知的障害を対象として利用者がサービスを選択する「支援費制度」が施行され、平成18年からは障害者自立支援法により、精神障害を含めたサービスへと再構築されました。その後、平成25年には障害のある人と障害のない人が地域で共に暮らす社会を目指し、障害者自立支援法が見直され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）が施行されました。

本市は、国の施策の変化を踏まえながら、平成10年に「野々市町障害者計画」（平成10～19年度）を、平成20年に「野々市障害者基本計画」（平成20～29年度）を策定し「すべての障害のある方が 住み慣れた地域で安心して暮らせる 社会の実現」を基本理念に掲げて施策を推進してきました。しかし、障害のある人自身の高齢化や、障害のある人が社会の一員として、地域で暮らす社会の実現という点では、まだ多くの課題が残されています。

このような変化や課題を踏まえ、本市における障害のある人への施策をさらに展開するための方向性を示すため、「野々市市障害者基本計画（第2期計画 2018～2023年度）」（以下、本計画）を策定します。

図1 障害のある人への施策に係る主な法制度・計画の経過



第2節 計画の位置づけ

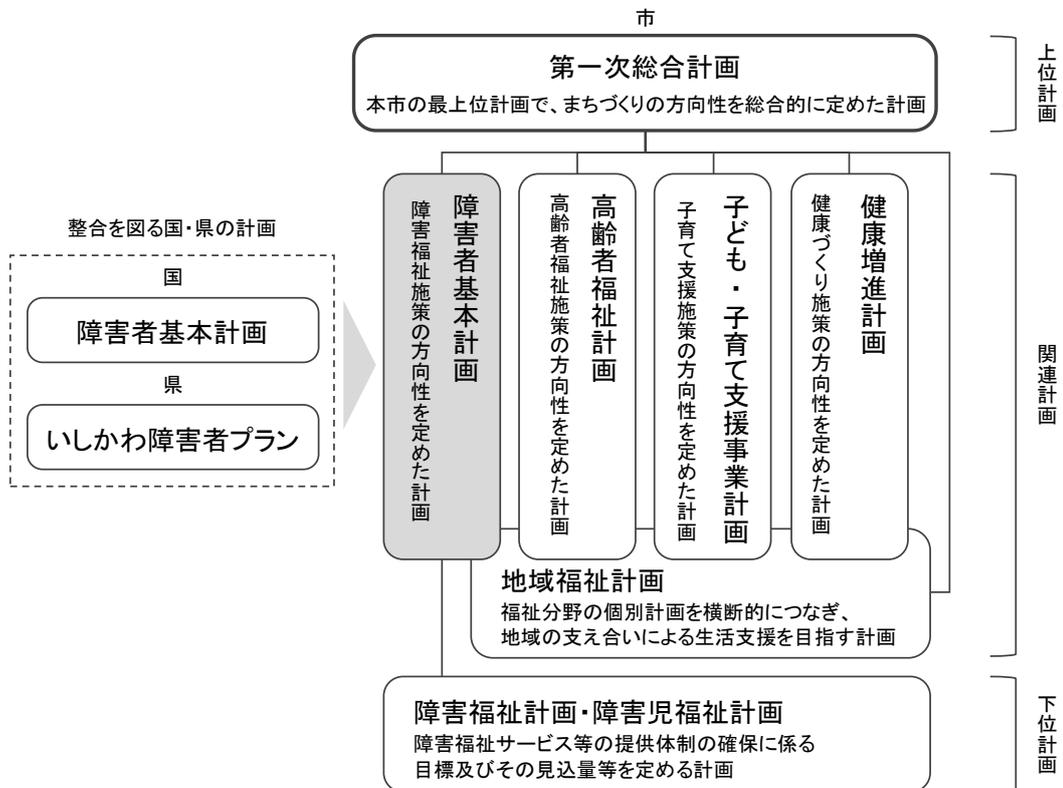
1. 計画の位置づけ

(1) 上位計画と関連計画

本計画は、障害者基本法に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中・長期の計画です。そのため、国や県の方針を踏まえて施策を展開するものとし、国の「障害者基本計画」、県の「いしかわ障害者プラン」との整合性を図ります。

また、本計画は、本市の最上位計画である「第一次総合計画」との整合性を図り「地域福祉計画」「高齢者福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進計画」等の関連する個別計画と連携し、効率的かつ効果的に施策を推進します。

図2 計画の位置づけ



(2) 下位計画

障害者総合支援法に基づき定められる「障害福祉計画」、児童福祉法に基づき定められる「障害児福祉計画」を下位計画とします。

障害福祉計画・障害児福祉計画は、本計画に記載する基本目標「1. 障害福祉サービスの提供体制づくり」に紐づく施策等の実施計画と位置づけ、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量等を定めます。

図 3 根拠法令と役割の整理

	野々市市障害者基本計画	野々市市第5期障害福祉計画 野々市市第1期障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条	障害者総合支援法第88条 児童福祉法第33条の20
本市の障害福祉における役割	総合計画の下位計画として、本市の障害のある人の自立や社会参加の支援等のための施策に関する基本的な事項を定める計画	本計画の下位計画として、国の基本指針に即し、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及びその見込量などを定める計画
計画期間	2018（平成30）～2023（平成35）年度 （6年間）	2018（平成30）～2020（平成32）年度 （3年間） ※国の基本指針による

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2023（平成35）年度までの6年間とします。

ただし、国における制度改正等、社会情勢の変化などにより、計画内容の変更が必要になった場合は、計画期間中であっても見直しを行います。

図 4 計画の期間

平成30年度 2018年	平成31年度 2019年	平成32年度 2020年	平成33年度 2021年	平成34年度 2022年	平成35年度 2023年
野々市市障害者基本計画（第2期計画 2018～2023年度）					

3. 計画の対象

この計画において対象となる「障害のある人」とは、障害者基本法第2条に示される「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び、難病があるために、長期にわたり生活上の支障がある人等と定義します。

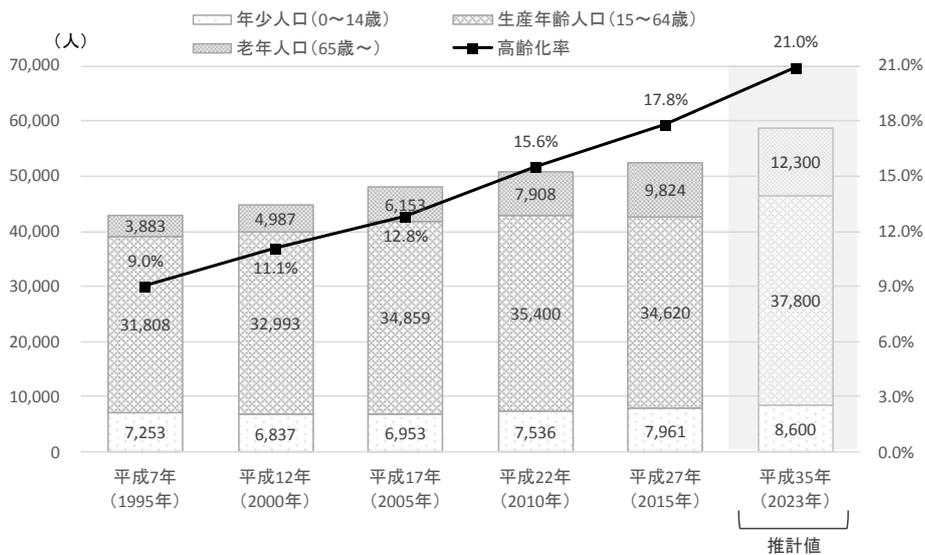
第2章 野々市市の障害のある人の現状

第1節 人口構造

1. 野々市市全体の人口の推移

本市の平成27年の人口は55,099人で、今後も増加することが想定されています。また、高齢化率が増加傾向にあります。

図5 人口の推移

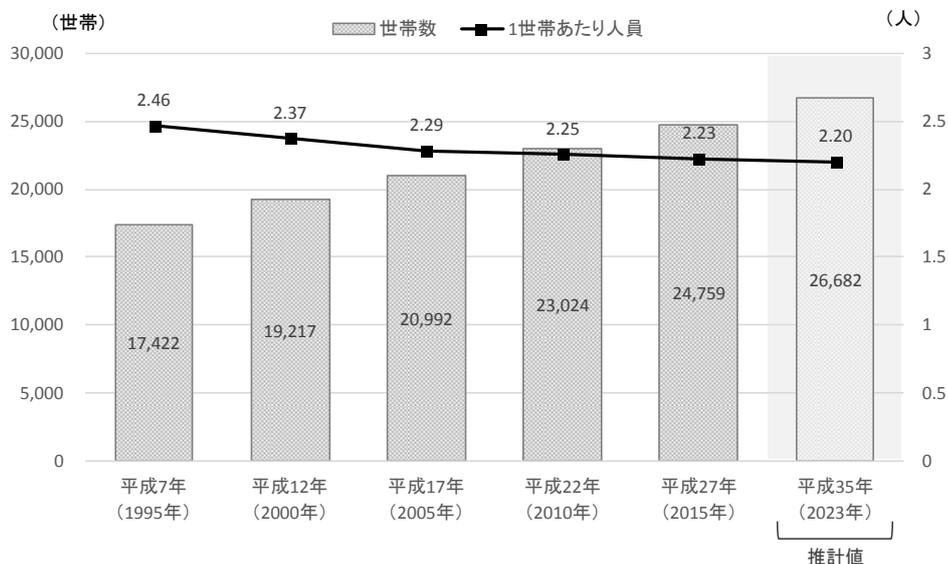


※統計上の年齢不詳を除いているため、各年の年齢3区分人口の和は、総人口と一致しない
資料：国勢調査(各年10月1日)、推計値は福祉総務課が独自に算出

2. 世帯数の推移

本市の平成27年の世帯数は24,759世帯で、今後も増加することが想定されています。また、1世帯あたり人員が減少傾向にあります。

図6 世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日)、推計値は福祉総務課が独自に算出

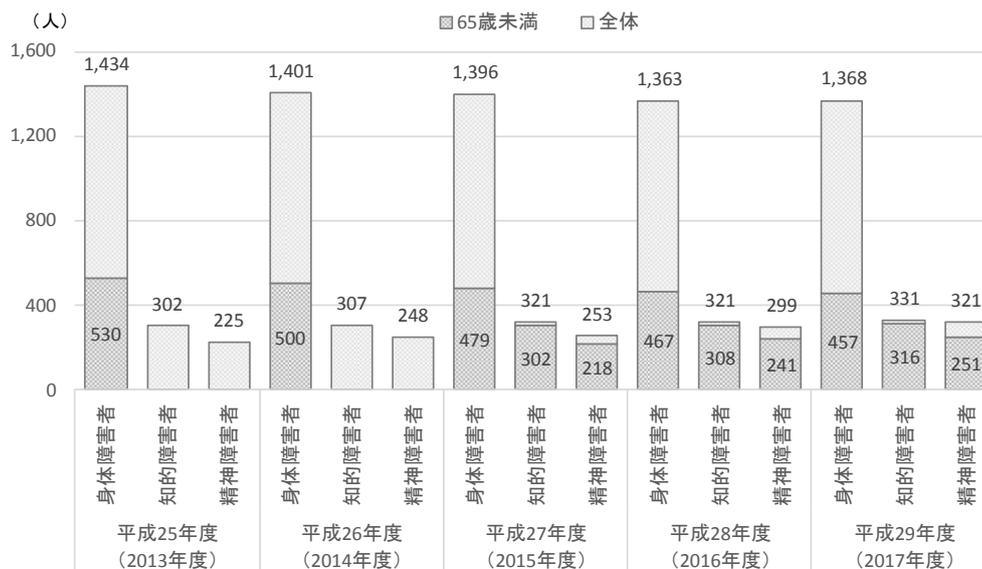
第2節 障害のある人の状況

1. 手帳所持者数

(1) 手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者は微減、療育手帳所持者（知的障害のある人）は微増、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加する傾向にあります。65歳未満の手帳所持者数を見ると微増する傾向にあり、平成29年度末では1,024人となっています。

図7 手帳所持者の推移



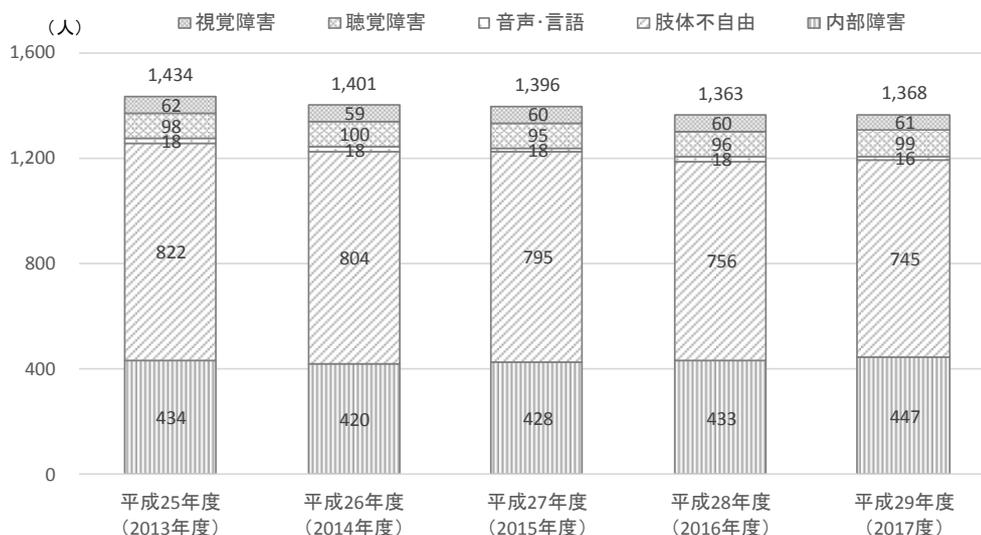
※平成26年度以前の65歳未満の療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は記録なし

資料：福祉総務課

(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

本市の平成29年度末の身体障害者手帳所持者は1,368人で、障害の部位別では、「肢体」が745人と最も多くなっています。

図8 身体障害者手帳所持者数の推移

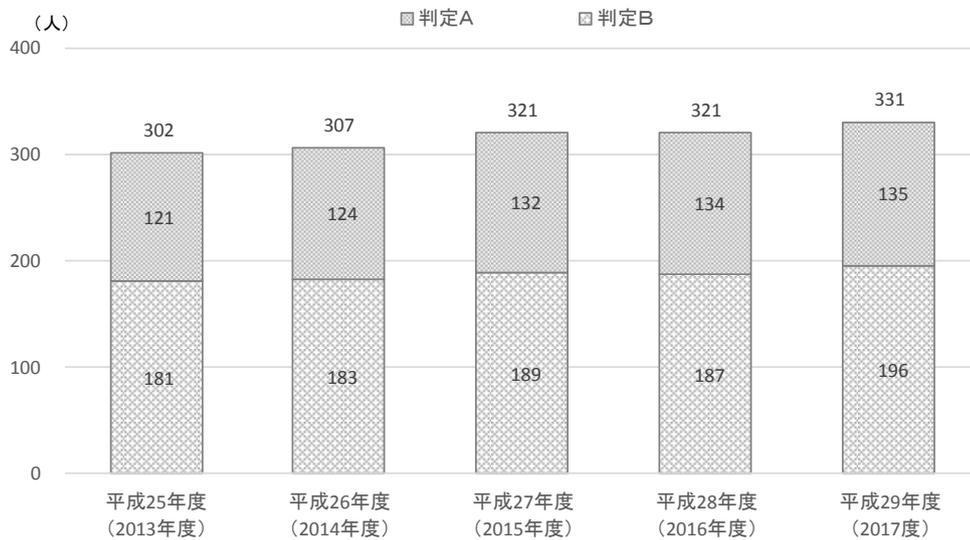


資料：福祉総務課

(3) 療育手帳所持者数の推移

本市の平成29年度末の療育手帳所持者は331人で、その内訳は「判定A」が135人、「判定B」が196人となっています。

図 9 療育手帳所持者数の推移



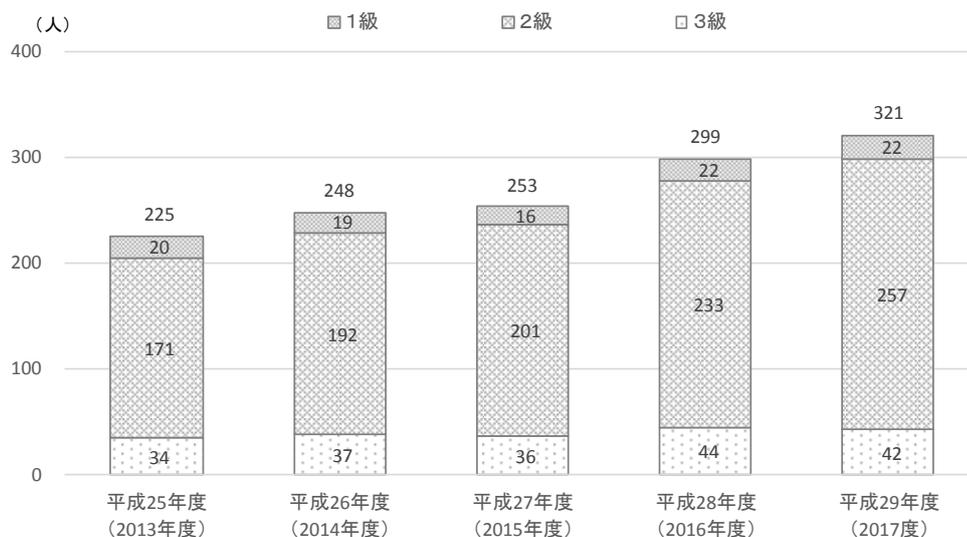
資料：福祉総務課

※知的障害の程度に応じて、「判定A」(重度)か「判定B」(中軽度)に判定される

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の平成29年度末の精神障害者保健福祉手帳所持者は321人で、年々増加傾向にあります。また、程度別では「2級」が257人と最も多くなっています。

図 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉総務課

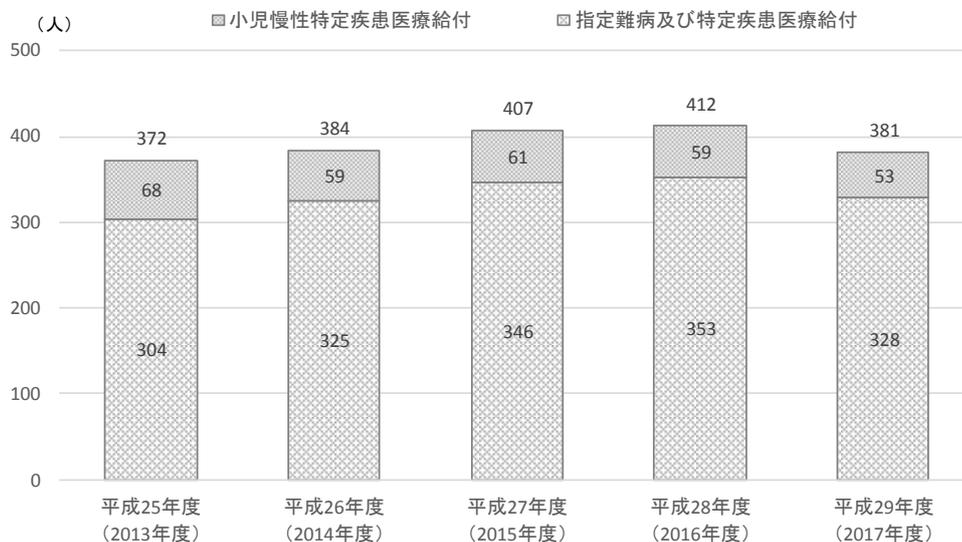
※精神障害の程度に応じて、重い順に「1級」「2級」「3級」に判定される

(5) 難病患者等

障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給対象として358疾病が難病と指定され、この内、難病の患者に対する医療等に関する法律により医療費の助成対象となる疾病として331疾病が指定されています。また、18歳未満（20歳前日まで延長可）の医療費の助成対象となる小児慢性特定疾病については、児童福祉法で756疾病が定められています。

本市の平成29年度末の難病に対する医療費給付の受給者証所持者数は381人で、平成28年度まで増加傾向にあったものの、平成29年度は減少に転じています。しかし、これは制度改正に伴う一時的な変動であると考えられるため、今後は増加傾向がしばらく続くことが想定されます。

図 11 難病に対する医療費給付の受給者証所持者数の推移



※平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、医療費助成の対象疾患が拡大されている

資料：石川中央保健福祉センター「健康しかけ人白書」

2. 主な取り組みの事業規模

本計画の事業規模の状況を把握するため、規模の大きい主な事業について、事業規模を示します。

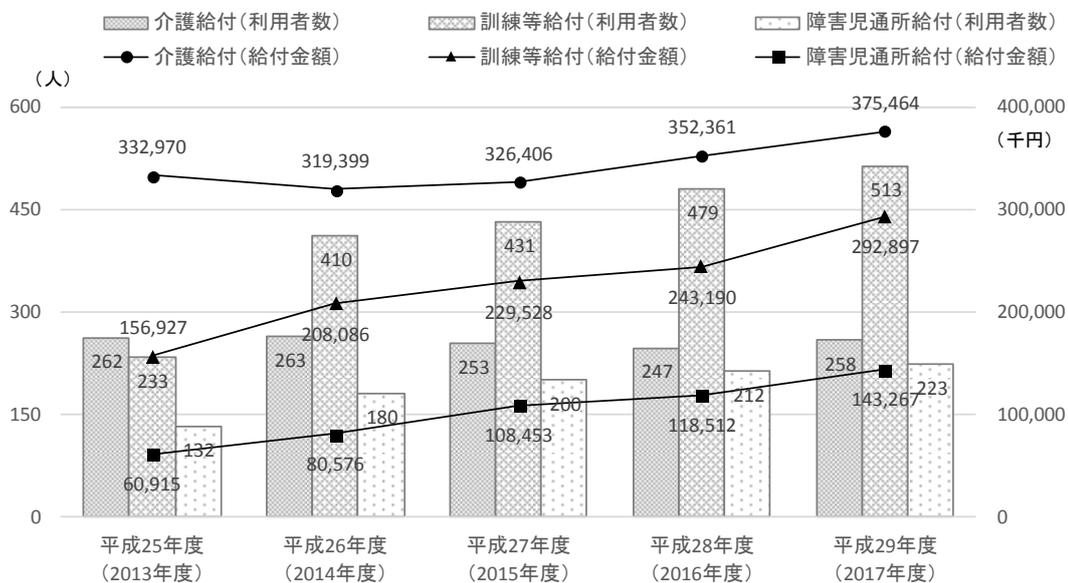
(1) 主な障害福祉サービスの事業規模

① 主な障害福祉サービスの事業規模の推移

障害福祉サービスには、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」、障害児を対象とした「障害児通所給付」等があります。

近年、「介護給付」の利用者数は横ばいで推移し、「訓練等給付」「障害児通所給付」の利用者数が増加しています。また、給付金額はいずれも増加傾向にあります。

図 12 主な障害福祉サービスの事業規模の推移



資料：福祉総務課

②各種サービスの利用状況の推移

障害福祉サービスは、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、日中に施設等で利用できる「日中活動系サービス」、夜間に施設等で利用できる「居住系サービス」に整理することができます。それぞれのサービスの利用状況を以下に示します。

■ 訪問系サービス利用状況

種類		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介 護、同行援護、重度障害者 等包括支援、行動援護)	見込量	利用者数 (人)	40 779	41 784	42 789
	実績	利用量 (時間)	38 527	35 438	34 448

■ 日中活動系サービス利用状況

種類		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	見込量	利用者数 (人)	101 2,015	109 2,176	118 2,350
	実績	利用量 (時間)	92 1,887	97 2,028	99 2,030
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用者数 (人)	5 24	5 25	5 26
	実績	利用量 (時間)	4 38	1 6	0 0
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用者数 (人)	1 10	1 10	1 10
	実績	利用量 (時間)	1 18	3 28	5 86
就労移行支援	見込量	利用者数 (人)	6 61	6 61	7 105
	実績	利用量 (時間)	5 92	12 215	9 161
就労継続支援 (A型)	見込量	利用者数 (人)	43 827	49 944	56 1,078
	実績	利用量 (時間)	46 975	52 1,060	53 1,121
就労継続支援 (B型)	見込量	利用者数 (人)	69 1,242	73 1,309	77 1,380
	実績	利用量 (時間)	66 1,205	74 1,368	82 1,398
療養介護	見込量	利用者数 (人)	11	11	11
	実績	利用者数 (人)	13	13	12
短期入所	見込量	利用者数 (人)	29 112	35 126	41 146
	実績	利用量 (時間)	23 105	23 96	29 106

種類		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	見込量	利用者数 (人)	12	12	13
	実績		153	158	163
放課後等 デイサービス	見込量	利用者数 (人)	22	27	29
	実績		238	243	266
保育所等 訪問支援	見込量	利用者数 (人)	50	54	58
	実績		476	514	555
保育所等 訪問支援	見込量	利用者数 (人)	61	66	70
	実績		738	958	1,034
保育所等 訪問支援	見込量	利用者数 (人)	2	4	8
	実績		0	2	0

■ 居住系サービス利用状況

種類		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	見込量	利用者数 (人)	29	31	34
	実績		30	35	34
施設入所支援	見込量	利用者数 (人)	47	47	46
	実績		50	52	53

■ 相談系サービス利用状況

種類		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	見込量	利用者数 (人)	40	43	47
	実績		53	51	53
地域移行支援	見込量	利用者数 (人)	1	1	1
	実績		0	1	0
地域定着支援	見込量	利用者数 (人)	1	1	1
	実績		0	0	0
障害児相談支援	見込量	利用者数 (人)	19	20	21
	実績		20	19	18

※灰色網掛けの実績は、見込量を上回っているもの

資料：福祉総務課

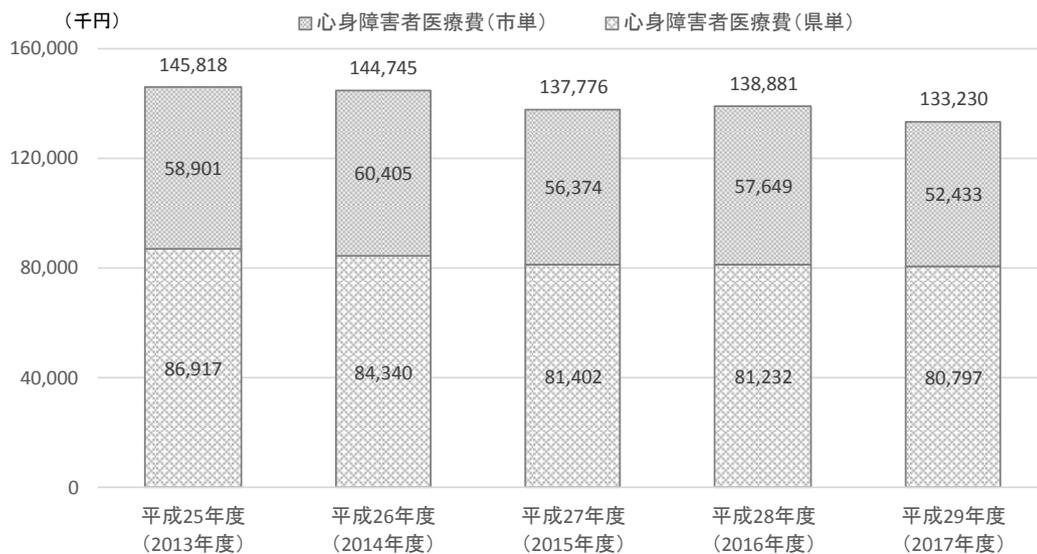
(2) 主な医療費助成の事業規模

①心身障害者医療費の助成規模の推移

身体障害者手帳1級～4級、または療育手帳の交付を受けている方を対象に、必要とする医療を受けられるよう、医療費（保険対象自己負担分）を公費負担し、心身障害のある人の健康の保持及び生活の安定を図っています。

近年、心身障害者医療費の助成規模は減少傾向にあります。

図 13 心身障害者医療費の助成規模の推移



資料：福祉総務課

②心身障害者医療費の助成の利用状況の推移

心身障害者医療費の助成の利用状況を以下に示します。

■ 心身障害者医療費の助成状況

(単位：人)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
受給者数	1,315	1,298	1,283	1,276	1,308

3. 現状の評価

(1) 障害者団体及びサービス提供事業者による現状把握

第1期計画期間における障害福祉施策の成果と現状の課題を把握、整理するため、障害者団体とサービス提供事業者等にヒアリングを実施しました。

10年間の成果・変化及び現状の課題を以下に示します。

図 14 障害のある人の変化

分類	10年間の成果・変化	現状の課題
障害のある人の変化		
高齢化	・障害のある人やその家族の高齢化が進んだ	・障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行すると、今まで受けていたサービスが受けられなくなるケースがある
孤立化	・社会的な支援が必要な人が増えた	・1人暮らしが増えている ・親が高齢化し、障害のある子の支援が必要になるケースが増えている
意識の変化	・「支援費制度」の考え方により、利用者が障害福祉サービスを選択するようになった ・以前に比べて、障害福祉サービスが充実した	・障害者団体等に属さず、個々で行動することが増えている ・専門家等からアドバイスされた選択肢に、納得感が得られないケースがある

障害のある人のニーズに応えるためには、高齢化・孤立化といった状況に上手に対応するためのサービス等の選択肢を提供していくことが求められます。また、適切なコミュニケーションを取り、選択の納得感を高めていくことが重要です。

図 15 障害福祉サービスの変化

分類	10年間の成果・変化	現状の課題
障害福祉サービスの変化		
制度の変化	・利用者が障害福祉サービスを選択するようになった ・相談支援によって適切な障害福祉サービス利用が計画できるようになり、障害福祉サービス提供事業者との連携も進んだ	・障害福祉サービスの利用者が増え、障害福祉サービスの量を拡大することが求められるようになった ・選ばれるために障害福祉サービスの質を向上させていくことが求められるようになった
量的な拡大	・障害福祉サービス提供事業者が増え、以前に比べて、障害福祉サービスの選択肢が充実してきた	・障害福祉サービスの利用者が増え、市内事業者による相談支援が不足するようになってきた
質的な向上	・細かいニーズが把握できるようになってきた ・専門家のチームで支援できるようになった	・既存のメニューでは対応しきれないニーズがまだある ・関係者が増え、連携や情報を集約する拠点の必要性が高まっている
障害福祉サービスを支える地域の変化		
社会的理解の向上	・以前に比べて、共生を目指す障害福祉サービスの認知が進んできた	・障害のない人の障害のある人への理解は、まだまだ不十分であり、共生を進めていくためには特に地域の理解を高めていく必要がある
障害者団体等	・団体に属する人が減ってきた	・会員が激減している ・障害の有無に関わらず地域で共生できる社会になれば、団体の目的は達せられる ・ライフステージごとに地域との接点を充実させ、交流を通じて理解を深めていくことが必要
自立支援協議会	・自立支援協議会が設置された	・自立支援協議会を活用できていない
就労環境の改善	・福祉的就労の選択肢が増えた ・一般就労できる就労先が増えてきた	・就労先は、まだまだ足りない ・一般就労への挑戦にはリスクがあり、積極的になれないケースが多い ・当事者の自己理解や障害福祉サービスの認知が必要 ・受入に理解のある事業者はまだ少ない ・定着のための支援が必要

障害福祉サービスは、大きな制度変更を経て定着してきたものの、まだまだ発展途上のサービスです。また、1人ひとりの障害に応じた対応が求められることが多く、サービス体系を支える関係者も多いことが特徴です。そのため、個々のサービス改善と合わせて、全体を見渡して最適化を図る地域経営の視点が求められます。

加えて、サービスの充実に伴い、障害者団体等に属さない障害のある人が増えていきます。今後は、地域での共生を推進するため、地域での交流を充実することが重要です。

(2) 第1期計画の評価

第1期計画の事業評価を実施したところ、次の結果を得ました。

全体的に概ね達成できている一方で、一部進捗が遅れている事業、計画策定から10年が経過し非効率になっている事業等が発生しています。

達成できた事業については、今後も必要な事業を継続し、効率化できる事業については統廃合を含めた改善をしていくことが必要です。また、遅れている事業については、その課題を分析し改善をしていくことが求められます。

図 16 第1期計画の事業評価まとめ

事業評価 (H20～29年度総合評価)	A:達成できた	B:概ね達成できた	C:取り組んでいる部分もあるが、達成できなかった	D:達成できなかった	E:未実施などで評価できない	合計
1 安心して暮らすために	7	10	0	0	0	17
2 安全に暮らすために	4	10	2	0	3	19
3 自立するために	4	0	1	0	0	5
4 共にはぐくむために	2	3	0	0	0	5
5 健やかに暮らすために	2	6	0	0	0	8
6 心豊かに暮らすために	1	6	0	0	0	7
7 よりわかりあうために	2	5	2	0	0	9
8 共に生きる社会をつくるために	1	1	1	0	0	3
合計	23	41	6	0	3	73
割合	31.5%	56.2%	8.2%	0.0%	4.1%	100.0%

図 17 遅れている事業の課題と今後の方向性

遅れている事業	課題	今後の方向性
2 安全に暮らすために		
防災対策の推進	・町内会が「避難支援プラン」を作成する際、名前の掲載の同意が取れない傾向がある	・「避難支援プラン」への理解を促進する
防犯対策の推進	・個人情報保護の観点から、警察との連携が難しい	・地域の声かけ等を促進する
3 自立するために		
雇用・就労の支援	・トライアル雇用やジョブコーチ制度導入の働きかけができていない	・事業主等への働きかけを推進する
7 よりわかりあうために		
交流・ふれあいの推進	・障害のある人と地域との交流の場が不足している	・町内会やPTA等、多様な団体と連携して、交流を促進していく
8 共に生きる社会をつくるために		
地域社会への参加	・障害福祉施策の改善のために、障害のある人の意見を聞く場が少ない	・定期的に意見を聞くための場を整備していく

第3節 現状の課題の整理

1. サービス量の確保と効率化

これまで本市の障害福祉サービスは、大きな制度変更に対応しながら、障害のある人のニーズに合わせて展開されてきました。しかし、障害福祉サービスは発展途上であり、まだ応えきれていないニーズが存在しています。また、今後の本市の人口増加に伴って、障害のある人も増加していくことが想定されます。

今後も、継続的に障害のある人のニーズに応えていくためには、地域が有するヒト、モノ、カネ、情報等の多様な資源を効果的に活用し、生産性を高めながら、事業の成果を最大化する地域経営の視点を導入したサービス量の確保と事業の効率化が求められます。

(1) 担い手の確保

市内事業者の事業規模の拡大、サービス提供事業者の誘致、近隣自治体の事業者との連携等により、サービスの担い手を確保することが求められます。特に、近年ニーズが増えている「訓練等給付」「障害児通所給付」、既に不足傾向にある相談支援等のサービスを重点的に確保していく必要があります。

(2) 地域による支え合いの推進

本当に専門的な支援が必要な人に適切なサービスを届けていくため、自助・共助・公助の考え方にに基づき、障害のある人自身が努力すること、家族や地域と連携していくことが重要です。特に、家族が変化し、高齢化・孤立化が進んでいるため、これまで以上に地域と協力し、交流の場づくり、見守りや支え合いに取り組んでいく必要があります。そのためには、障害のある人に対する地域の理解をさらに進めていくことが必要です。

(3) 地域経営の視点の導入による業務効率化の推進

サービス体系を支える関係者がそれぞれに持っている情報へのアクセシビリティを高めるため、情報を集約し発信する仕組みづくりが求められます。また、サービス提供事業者が抱える人材を有効に活用していくため、経験やノウハウを共有し、事業効率を高め、1人でも多くのニーズに対応し、さらに有効な経験やノウハウを蓄積するという好循環を生み出していく必要があります。

(4) 障害福祉に取り組みやすい基盤づくり

(1)～(3)を推進するためには、それを支える地域社会の変化が必要です。障害福祉を推進しやすくするため、ソフト・ハード両面からの基盤づくりが求められます。特に、ソフト面では障害のある人に対する理解の促進や権利の擁護、ハード面では障害があっても暮らしやすい住環境づくり等に取り組むことが必要です。

2. 障害のある人の生活の質の向上

障害の有無に関わらず、地域の中で充実した暮らしを送るために、生涯学習、スポーツ、文化、健康づくり等の活動に参加できる環境を整えていくことが必要です。

第3章 計画の基本理念

第1節 基本理念と基本目標

1. 基本理念

障害者基本法の目的を踏まえ、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域を実現する必要があります。

そこで本計画の基本理念を以下のように定めます。

**共に支え合い 住み慣れた地域で
誰もが安心して暮らせる社会の実現**

基本理念には、以下のような意味が込められています。

共に支え合い

障害の有無によらず、誰もが社会の一員として、参加・貢献する共生社会を築いていくことを目指します。そのために、障害についての理解を深め、社会参加の機会を増やし、社会的な障壁をなくしていくことに取り組みます。

住み慣れた地域で

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れる状態を目指します。そのために、地域への参加の促進や、自助・共助・公助の考え方に基づいた支え合いの推進に取り組めます。

誰もが安心して 暮らせる社会の実現

「共に支え合い」「住み慣れた地域で」暮らすために、障害のある人の生活を支える適切な支援を提供していくことを目指します。そのために、支援ニーズに応じた障害福祉サービスの量と質の充実に取り組んでいきます。

2. 基本目標

基本理念の下に、以下の基本目標を設定し、実現に向けて様々な施策を推進します。

(1) 障害福祉サービスの提供体制づくり

障害のある人の多様化するニーズに応じて、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくためサービス提供体制の量と質の充実を推進します。

市内事業者の事業規模の拡大、サービス提供事業者の誘致、近隣自治体の事業者との連携等により、サービスの担い手を確保し、1人ひとりの状況に合わせてサービスを総合的に提供することで、障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。また、障害のある子どもの療育体制を充実していきます。

(2) 安心して暮らせる地域づくり

障害のある人が地域の中で安心して暮らすために、家族との連携、地域の理解を促進し、参加と支え合いによる地域の協力体制を強化していきます。

障害の有無に関わらず、地域社会に参加し、交流を深めていく地域づくりを推進します。また、見守り・支え合いのネットワークづくりを促進していきます。

(3) 支援の総合力を高めるネットワークづくり

人材や事業費等の限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に障害福祉サービスを提供していくため、サービス体系を支える関係者との連携を強化していきます。

障害福祉に関連する課題を共有したり、協議したりする場を整備することで、サービスの質を底上げします。各種相談窓口をネットワーク化して情報を集約化し、関係者との情報共有を図ることでサービスの質を向上させます。また、地域生活拠点や共生社会のあり方を研究していきます。

(4) 障害福祉を支える基盤づくり

障害福祉を推進していくため、ソフト・ハードの両面から基盤の強化に取り組みます。

障害福祉を支えるソフトの基盤として、情報発信、差別解消・権利擁護・虐待防止、福祉教育を推進します。また、障害福祉を支えるハードの基盤として、住環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。

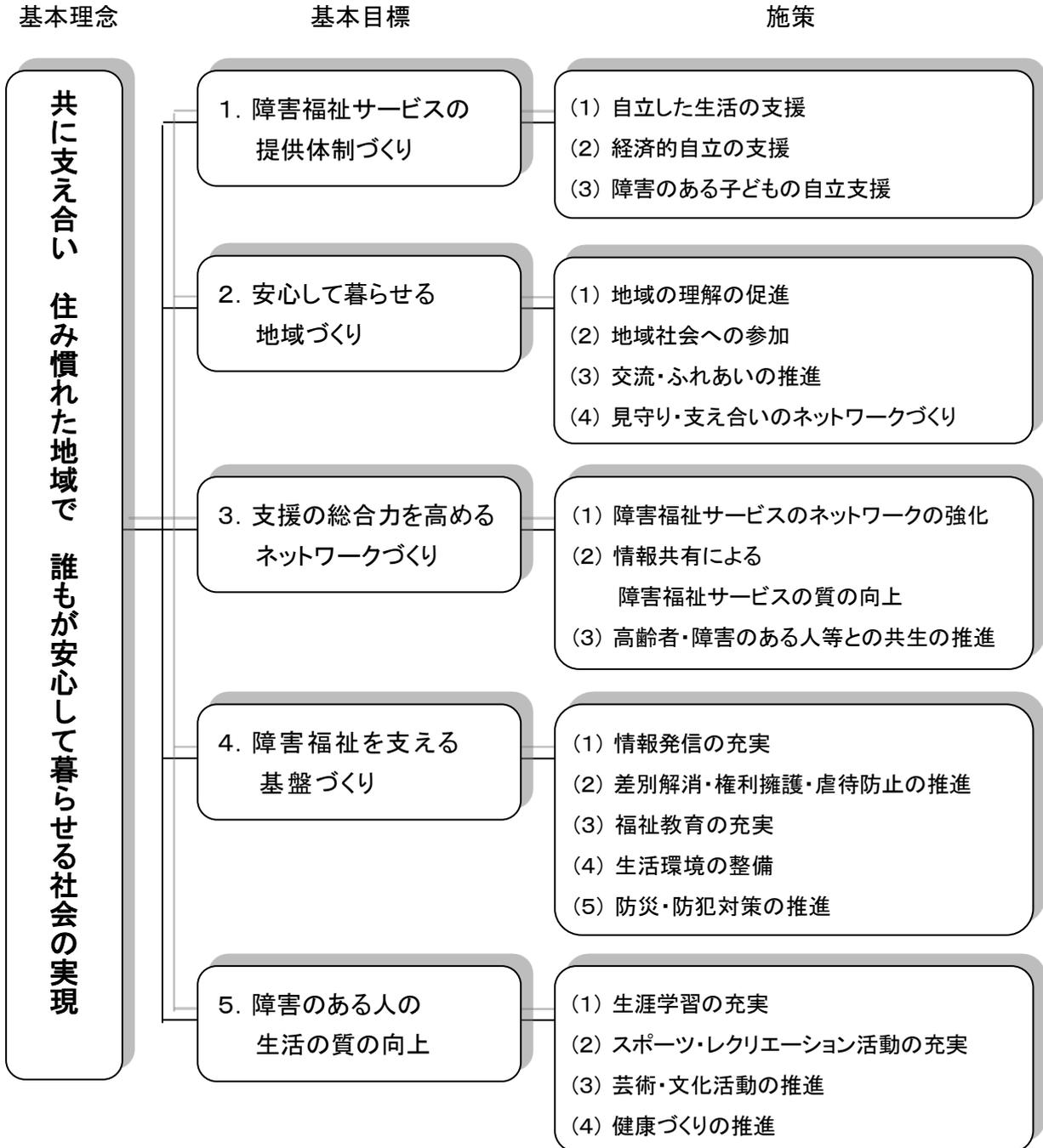
(5) 障害のある人の生活の質の向上

障害のある人が、主体的に活動することで、自らの生活の質を高められるようにするため、様々な社会活動へ参加できる環境を整えていきます。

生涯学習、スポーツ、文化、健康づくり等の活動の関係者と連携し、障害の有無に関わらず活動を楽しめる環境づくりを推進します。

第4章 施策の展開

第1節 施策の体系



第2節 施策の展開

基本目標 1 障害福祉サービスの提供体制づくり

【基本目標1のねらい】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題をサポートし、1人ひとりの状況に合わせてサービスを総合的に提供することが必要です。

人口増加に伴う障害のある人の増加、高齢化・孤立化等の変化に対応し、障害のある人の多様化するニーズに応じて、必要な障害福祉サービスを継続的に提供していくため、サービス提供体制を充実させ、障害のある人の生活の自立、経済的な自立を支援します。また、障害のある子どもの療育体制を充実していきます。

■施策の体系

基本目標 1

障害福祉サービスの提供体制づくり

(1) 自立した生活の支援

(2) 経済的自立の支援

(3) 障害のある子どもの自立支援

(1) 自立した生活の支援

障害福祉サービスの提供体制づくりの1つとして、障害のある人が自立した生活を送れるよう、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児に対する支援等の障害福祉サービスを充実します。

【主な取り組み】

①介護給付・訓練等給付サービスの充実（自立支援給付）

サービスの利用を希望する人が、必要なサービスを受けることができるよう、介護給付、訓練等給付に関わるサービスの提供体制やサービス内容を充実します。

また、障害のある人の1人ひとりの状況に合わせたサービスの支給に努めます。

②相談支援体制の充実（自立支援給付）

障害のある人が適切な支援を受けられるよう、増加するニーズに対応し、計画相談支援、地域相談支援等の相談支援の体制を充実します。

障害福祉サービス事業者、保健・医療・労働・高齢者福祉・子育て関係者、行政等の各相談機関や地域との連携により、相談への対応力を強化します。

③公費負担医療の活用（自立支援給付）

障害のある人が必要な医療サービスを受けられるよう、心身障害者医療費助成、自立支援医療の給付、精神障害者通院医療費助成等の制度により医療費負担の軽減を実施します。

④福祉用具の普及促進（自立支援給付）

難病等を含む障害のある人への補装具・日常生活用具の適切な給付を推進します。近隣自治体と情報交換し、サービスレベルの標準化を図るとともに、時代に合った福祉用具等の普及を推進します。

⑤地域生活支援事業の充実

障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、日常生活、社会参加、就業・就労を支援するサービスの提供体制やサービス内容を充実します。

⑥障害のある子どもに対する支援の充実

障害のある子どもが地域で自立した生活ができるよう、日常生活、保育・教育を支援するサービスの提供体制やサービス内容を充実します。また、県に対して、重度障害を持つ子どものための入所施設の充実を働きかけます。

⑦経済的な支援

障害のある人の生活を、障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、各種手当、給付金等により支えます。また、自立支援給付や日常生活用具等のサービス利用者に対して、収入に応じて負担の軽減を実施します。制度の周知を進め、全ての対象者がサービスを利用できるよう努めます。

■ 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービスの体系

サービス名		サービスの内容
自立支援給付	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	同行援護	視覚障害により移動に困難がある方に、移動に必要な情報の提供（代読等）や移動の援護等の外出支援をします。
	生活介護	昼間、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス名		サービスの内容
自立支援給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	夜間や休日、施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援(新設)	一般就労へ移行した人の、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助(新設)	施設を利用していた人が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
	相談支援	相談を通して、障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」をつくったり、地域移行や地域定着をサポートしたり、多様な問題に関する相談に対して必要な情報提供をしたりします。
	自立支援医療	心身の障害を取り除くためのかかった医療費の一部を補助します。
補装具費支給制度	補装具費用の一部を補助します。	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発	障害者(児)に対する理解の促進及び障害者(児)の「社会的障壁」除去のため、小学生親子を対象にした障害疑似体験教室の開催や、イベント等での福祉ショップの出店を行います。
	自発的活動支援	障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、ボランティア活動支援等の活動を支援します。
	相談支援	障害種別に関わらず、一般的な相談、情報提供・助言等の支援を実施します。
	成年後見制度利用支援	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者を対象に、費用を助成します。
	成年後見制度法人後見支援	成年後見等の業務を適正に行う法人を確保するための研修・組織体制の整備、活動支援を行います。
	意志疎通支援	手話通訳者の派遣等、地域生活の中で円滑なコミュニケーションができるよう支援を実施します。

サービス名		サービスの内容
地域生活支援事業	日常生活用具の給付	ストマ装具や紙おむつ等、障害者が日常生活を営むために必要な用具を給付又は貸与します。
	手話奉仕員養成研修	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚障害者等との交流活動を促進します。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な方が、円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設を支援します。
	訪問入浴サービス	自宅において入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るための支援です。
	生活訓練	中途失明又は失聴した方等に、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行います。
	日中一時支援	障害のある人等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、日中において障害のある人等に活動の場を提供します。
	レクリエーション活動 等	障害のある人のニーズに応じた事業を実施することにより、自立と社会参加の促進を図ります。 手話奉仕員養成事業／障害者スポーツ交流大会
	自動車運転免許取得費助成	重度身体障害者の社会参加の促進のために、自動車運転免許の取得に要する経費を助成します。
	自動車改造費助成	重度身体障害者の社会参加の促進のために、就労等に必要となる自動車の取得費又は改造費を一部助成します。
障害児に対する支援	児童発達支援	就学前の障害のある子に、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練等をします。
	放課後等デイサービス	就学している障害のある子の生活能力向上のため、必要な訓練や創作活動などをします。
	保育所等訪問支援	集団生活への適応のため、保育所等に訪問して、障害のある子やスタッフの支援をします。
	医療型児童発達支援（新設）	肢体不自由のため医療的支援が必要な障害のある子に、児童発達支援と治療をします。
	居宅型児童発達支援（新設）	重度の障害などで通所での支援の利用が困難な障害のある子に、居宅を訪問して発達支援をします。
	障害児相談支援	通所サービスを利用する際に「障害児支援利用計画」の作成や見直しを行います。
	障害児入所支援	施設での生活を通して、重度・重複障害や被虐待児への対応を図ります。地域生活への移行を目指した支援を行います。

※市が量の見込みと確保方策を設定する事業については、障害福祉計画・障害児福祉計画においてその詳細を記述する

(2) 経済的支援の充実

障害福祉サービスの提供体制づくりの1つとして、障害のある人が経済的に自立していくため、自立支援給付の訓練等給付の事業に関係する団体・企業等と連携しながら支援体制を強化します。

〔主な取り組み〕

①雇用拡大と職場環境の改善

障害のある人の雇用について事業主の理解を深め、商工会等関係機関と連携しながら障害のある人の雇用機会の拡大を働きかけます。

②総合的な就労支援の推進

障害のある人や支援事業者、企業への働きかけにより、就労移行支援事業の活用を推進します。また、障害のある人が雇用された後の職場への適応と就労の継続に向けた支援を行うため、事業主等に対してトライアル雇用やジョブコーチ制度の導入を働きかけます。

さらに、関係機関との連携により、障害のある人の特性に配慮した職業リハビリテーションの充実を図ります。

(3) 障害のある子どもの自立支援

障害福祉サービスの提供体制づくりの1つとして、障害のある子どもが自立した生活を送れるよう、障害児通所支援等による障害福祉サービスを充実します。

〔主な取り組み〕

① 妊産婦・乳幼児健康診査の実施

母子健康手帳交付時に、適切な情報提供と助言を行います。さらに妊娠・出産・育児について切れ目のない相談を行います。

安心して子どもを生み、子どもが健やかに育つため妊産婦・乳幼児健康診査を実施し、健康診査において精密検査が必要とされた方には費用負担の軽減を図ります。

乳幼児健診等で経過観察が必要と認められた場合は発達相談センターを紹介します。

また、明らかに専門医療機関や療育機関への受診が必要な場合は適切な相談機関へ繋げていきます。

②発達の遅れのみられる子どもへの支援体制の充実

発達の遅れのみられる子どもを早期に発見し、子育てや教育等に関する不安に対応し、効果的な治療や療育が受けられるようにするため、発達相談センターをはじめ、関係機関(保健センター・学校教育課、子育て支援課、医療機関・保育園・認定こども園・幼稚園・小・中学校、特別支援学校等)の連携強化を図り、相談や支援を充実します。

また、対応する関係者（保育士等）が障害についての理解を深め、適切な支援を行えるよう、研修の機会及びその内容の充実に努めます。

③障害児保育の充実

各保育園・認定こども園において、障害のない子どもとの交流や統合保育を推進します。また、保育士を対象に障害についての理解を深めるための研修を拡充し、障害のある子ども一人ひとりの特性に対応した保育を充実します。

④特別支援教育の推進

特別支援教育支援員をすべての小・中学校に配置し、障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実します。

また、特別支援教育支援員及び教員が適切な指導・教育ができるよう、各種研修等を充実させ、専門性や資質の向上に努めます。

基本目標 2 安全して暮らせる地域づくり

【基本目標 2 のねらい】

障害の有無によらず、誰もが社会の一員として参加・貢献する地域をつくっていくためには、地域社会への参加や交流を通して、障害のある人と障害のない人が互いに関係づくりを学び・実践することで、社会的な障壁をなくしていくことが必要です。

障害のある人が地域の中で暮らしていくために、地域の理解を促進し、地域の協力体制を強化します。合わせて、障害の有無に関わらず、地域社会に参加し、交流を深めていく地域づくりを推進します。また、見守り・支え合いのネットワークづくりを促進していきます。

■ 施策の体系



(1) 地域の理解の促進

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域福祉の活動の担い手との連携を推進するとともに、市民に対して障害に関する情報発信を推進します。

【主な取り組み】

① 民生委員・児童委員等との連携

障害のある人の地域生活への移行を推進するために必要な環境整備の一つとして、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員と情報を共有し、地域の実情にあった支え合いの体制づくりを実施します。

② 市民の理解を深める情報発信

市のホームページや広報等を通じ、市民相互の人格と個性を尊重し合う共生社会の推進に関する情報発信を図ります。また、障害者雇用支援月間（9月）や、障害者週間（12月3日～12月9日）等の理解促進強化期間に合わせた啓発や交流事業を推進し、市民の障害及び障害のある人への理解を深めます。

(2) 地域社会への参加

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域での障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、選挙や障害関係の施策形成等への障害のある人の参加を推進します。

〔主な取り組み〕

①コミュニティ参加

障害のある人が町内会活動や子ども会活動等へ積極的に参加することで、地域の一人として暮らしていけるよう、障害のある人、町内会、民生委員・児童委員等の関係者に交流の促進を働きかけます。また、交流が継続し進展するよう、アドバイスや、課題への対応等、合理的配慮を促すための意見交換を実施します。

②障害のある人のボランティア活動の参加促進

地域のボランティア活動を希望する人が活動をスムーズに開始できるよう、社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターによるボランティア活動に関する情報提供やボランティアニーズのマッチングを推進します。

また、障害のある人が同じ立場から障害のある人をサポートするボランティア活動（ピア・サポート活動）を支援します。

③障害関係施策及び計画の策定・変更における意見聴取、関連委員会等への参加依頼

障害のある人に関わる計画の策定や変更において、事前に直接意見を聞く機会を設定するほか、当事者団体を通じて策定委員としての参加を依頼することで、障害のある人と当事者団体の施策形成プロセスへの参画を推進します。

（３）交流・ふれあいの推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域の様々な活動に参加する先駆者となる障害のある人を支援します。また、障害のある人と地域住民との交流の場を増やしていきます。

〔主な取り組み〕

①地域社会における交流活動の推進

関係機関等と連携し、障害のある人のライフステージに応じた、各種活動（生涯学習、スポーツ・レクリエーション、文化・芸術、健康づくり等）への参加を促します。それぞれの分野で交流が始まるよう、障害のある人の中から交流のコーディネーターの役割を担う人を見出し、交流が継続、進展するよう事業の主催者と調整を図ります。また、活動の場における合理的配慮に関するアドバイスや、課題への対応に関する意見交換を実施します。

②交流の場の整備充実

コミュニティカフェ等の活用により障害のある人と地域住民との交流の場を開拓します。また交流が継続、発展するよう交流のコーディネーターの役割を担う人を見出し、合理的配慮に関するアドバイスや、課題への対応に関する意見交換を実施します。併せて交流の場と機会についての情報発信に努めます。

(4) 見守り・支え合いのネットワークづくり

障害のある人が地域で安心して暮らしていくために、地域支え合いマップや災害時要援護者の避難支援プランを活用しながら、地域による見守り体制を整備します。また、障害のある人と障害のない人の交流を促進します。また、市民による障害福祉に関する社会活動を支援します。

〔主な取り組み〕

①地域見守り体制の整備

障害のある人の孤立化等に対応するため、地域住民による日常的な見守り体制を充実します。また、民生委員・児童委員や地域福祉推進員との継続的な情報交換を行います。

②地域支え合いマップづくりの促進と活用

障害のある人と地域をつなぐきっかけづくりとして、障害のある人の意向を尊重しながら、地域支え合いマップに障害のある人の情報を掲載できるように働きかけを行います。

③避難行動要支援者の避難支援プラン等の作成

心身の障害により災害時に自力避難が困難な**避難行動要支援者**にあつては、各種福祉手帳の交付時や関係団体への制度周知を通して、**避難行動要支援者**の名簿情報提供を推進します。

また災害時にも必要な支援が確実に受けられるよう、消防関係・自主防災組織・民生委員・障害団体等の関係機関と登録情報の共有を図るとともに、個人のプライバシーに十分配慮しながら町内会に対し「避難支援プラン」（個別計画）の策定を呼びかけます。

また、地域の障害のある人をはじめ、市内の障害者関係施設に対しても防災訓練、避難訓練への参加を呼びかけます。また、浸水想定区域に位置し地域防災計画において要配慮者利用施設として指定されている施設については、安全確保のための避難確保計画の策定を推進いたします。

④市民による障害福祉に関する社会活動の支援

障害のある人に、身体障害者福祉協議会や手をつなぐ育成会等の当事者団体への参加を呼びかけることで活動を支援します。

また、市民による障害福祉に関する社会活動の機運が高まった場合に、提案型協働事業等を通じてその活動を支援します。

基本目標3 支援の総合力を高めるネットワークづくり

【基本目標3のねらい】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害のある人が抱えている多様な問題をサポートするサービスの質を高めていくことが必要です。

人材や事業費等の限られた資源を有効に活用し、効率的かつ効果的に障害福祉サービスを提供していくため、サービス体系を支える関係者との連携を強化していきます。障害福祉に関連する情報を集約したり、共有したり、課題を協議したりする場を整備することで、サービスの質の底上げを図ります。また、地域生活拠点や共生社会のあり方を研究していきます。

■施策の体系



(1) 障害福祉サービスのネットワークの強化

障害のある人に対するサービスの質を底上げしていくために、地域生活支援拠点や基幹相談支援機能の構築を図ります。また、障害福祉に関連する情報の集約と、利用者の視点を取り入れたわかりやすい情報提供を推進します。

〔主な取り組み〕

①地域生活支援拠点の体制づくり

障害のある人本人の重度化・高齢化はもとより、世帯で見守りをしてきた「親亡き後」など本人を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応できるよう、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・育成等に努めるとともに、施設入所体験の機会と場を提供することで継続した支援体制を構築します。

②基幹相談支援機能の構築

障害福祉に関する情報を集約し、相談支援事業所に対して情報提供や人材育成を行って、業務の効率化やサービス品質の底上げに取り組んだり、高度な専門性が必要な困難事例に対応したりする基幹相談支援機能の必要性が高まっています。

サービス提供事業者と連携し、相談支援体制のあるべき姿について検討するとともに、必要な機能の構築を図ります。

③障害福祉サービス等の情報提供

障害のある人が必要とするサービスを適正かつ効率的に利用できるよう、障害者総

合支援法に基づいて実施されるサービス、地域の中で実施されているサービス等を、利用者の視点で整理し、わかりやすい情報提供を推進します。また、利用者の高齢化、障害等級等の変化に伴い、既存利用サービスの見直しが必要となった際には、利用者の生活に新たな支障が生じることのないよう、代替サービスの内容について利用者に説明するとともに、代替サービスの受け皿となる事業所の選定等について、利用者本人の意向を踏まえ調整します。

(2) 情報共有による障害福祉サービスの質の向上

障害のある人に対するサービスの質を底上げしていくために、野々市市障害者自立支援協議会を活用して、障害福祉サービスの関係者との情報共有や課題の協議等を推進します。

[主な取り組み]

①障害のある人の支援に関する情報共有の推進

障害のある人の支援ニーズに応えるために、野々市市障害者自立支援協議会を活用して、医療・教育・就労等の関連分野の機関との連携を強化します。情報集約・共有の仕組みを構築し、情報へのアクセス性を高めます。

②新しい介護機器に関する情報収集の推進

野々市市障害者自立支援協議会を活用して、障害福祉サービス提供事業者の業務の効率化につながる、新しい介護機器等の情報収集を行います。必要に応じて、機器導入の支援制度を検討します。

③大学連携の推進

連携協定を締結した市内外の大学との連携により、各大学の技術や知識を活かした事業を推進していきます。

(3) 高齢者・障害のある人等との共生の推進

障害のある人に対するサービスの質を底上げしていくために、障害のある人と高齢者等の交流の場を活用して、障害のある人と高齢者の共生型サービスの研究を推進します。

[主な取り組み]

①総合的な支援の研究・実施

今後、必要性が高まる障害のある人と高齢者等に対する総合的な支援のあり方の研究・試験的实施を推進します。障害のある人と高齢者等の交流の場（コミュニティカフェ等）を活用した実践を重ねながら、上手な手法等を仕組み化することを目指して、障害のある人と高齢者の共生型サービスに対応した拠点整備を検討します。

基本目標 4 障害福祉を支える基盤づくり

【基本目標 4 のねらい】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障害福祉を支える基盤を強化していく必要があります。

障害福祉を支えるソフトの基盤として、情報発信、差別解消・権利擁護・虐待防止、福祉教育を推進します。また、障害福祉を支えるハードの基盤として、生活環境整備や防災・防犯対策に取り組みます。

■ 施策の体系



(1) 情報発信の充実

障害福祉を支える基盤の強化として、情報発信体制の検証と改善による情報アクセシビリティの向上に取り組みます。また、平時は勿論、緊急時においても障害のある人と周囲の人との相互の意思疎通支援や必要な人材の育成と活用を通して、障害のある人への情報提供やコミュニケーションの充実に努めます。

【主な取り組み】

① 情報アクセシビリティの向上

障害のある人の当事者団体からのヒアリングを通し、平常時の広報等による情報発信や災害時の連絡体制が適切かつ効果的であるかを検証し、必要な情報を確実に届けるための情報発信体制を構築します。

構築した情報発信体制を活用して、新たな障害福祉サービスの紹介、地域のイベントの紹介等、情報提供の充実に努めます。

また、聴覚・言語障害など、コミュニケーションに制約を受ける障害のある人は、日常生活の中で情報の収集やコミュニケーションの確保に大きなハンディキャップがあります。このため、今後も継続して手話通訳士等の有資格者を職員として複数採用し、障害のある人のコミュニケーション支援の充実に努めます。

②意思疎通支援の人材育成と活用

障害のある人への情報提供やコミュニケーションの充実を図るため、関係団体との連携のもと、手話通訳者や要約筆記者を養成し、自立と社会参加を促進します。

③障害のある人からの情報開示の促進

ヘルプカードなどの周知と普及を促進することで、障害のある人や何らかの配慮が必要な人自らが、周囲の人に情報発信し、求める配慮や支援が受けられるよう、取り組みます。

(2) 差別解消・権利擁護・虐待防止の推進

障害福祉を支える基盤の強化として、交流を通じて障害や障害のある人への理解を深めることによる差別解消、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度による権利擁護、虐待防止と虐待を受けた人への支援に取り組みます。

[主な取り組み]

①交流を通じた差別解消の推進

地域及び生涯学習・スポーツ・文化・健康づくり等の分野と連携しながら、障害のある人に対する合理的配慮を推進し、社会参加を拡大し、障害や障害のある人への理解を高めることで、差別の解消を推進します。

②地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の推進

主に知的障害、精神障害のある人の地域生活を支援するために、福祉サービスの利用援助と日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)の周知と利用促進に務めます。

また、知的障害、精神障害のため判断能力の低下やコミュニケーションの困難な人等の権利を守ることができるよう、成年後見制度の理解を広めます。

③虐待の防止と虐待を受けた人への支援の推進

虐待防止等協議会との連携や、関係機関との情報共有により、児童・高齢者・障害者虐待防止及び配偶者暴力の防止に努めます。また、虐待を受けた人に対する適切な保護や支援等の対策を推進します。

(3) 福祉教育の充実

障害福祉を支える基盤の強化として、小・中学校や地域における福祉教育の充実に取り組みます。

〔主な取り組み〕

①学校における福祉教育の充実

小学校では、総合的な学習の時間において、実際の体験を通じて、自ら課題を発見し、学び、考える能力を育てることを目指し、障害のある子どもたちとの交流を実施します。また、このような機会を通じて、障害のある人に対する理解を深めます。

②地域における福祉教育

障害のある人と地域との交流の実践を通じて、互いの理解を深められるよう、情報提供やアドバイスを実施します。交流の実績やノウハウを蓄積し、事例を取りまとめたパンフレット等で周知することにより、交流の拡大を目指して情報発信を推進します。

（４）生活環境の整備

障害福祉を支える基盤の強化として、障害のある人の移動の充実や公共空間のバリアフリー化に取り組みます。

〔主な取り組み〕

①移動支援の充実

福祉タクシー利用料金、自動車改造費、介助用自動車改造費、自動車運転免許取得費の助成制度について制度周知を図り、障害のある人の外出と社会参加を支援します。

また、「のっティ」等の地域公共交通の利用を推進しながら、障害のある人に対する合理的配慮の視点からの改善点を研究し、安全で利便性の高い公共交通網の整備を進めます。

②福祉有償運送の活用促進

福祉有償運送の制度を周知することにより、自力で移動することが困難な方の移動支援を図ります。

③道路・公共施設等のバリアフリー化推進

安全で人にやさしい生活空間を拡大していくために、障害のある人を含め住民が快適に公共施設や歩道等を利用できるよう、バリアフリー化を推進します。

また、障害のある人が、選挙権を円滑に行使できる環境を整備するため、投票所における車いすの配置や段差解消等のバリアフリー化、点字投票、郵便等による不在者投票の活用等を推進します。

（５）防災・防犯対策の推進

障害福祉を支える基盤の強化として、災害発生時における福祉避難所の確保や障害のある人への情報伝達手段の確保に取り組みます。また、地域の防犯対策の促進や消費者問題に関する意識啓発に取り組みます。

〔主な取り組み〕

①福祉避難所の確保

障害のある人が災害発生時に、避難所での生活に支障をきたすことのないよう、福祉避難所を整備します。また、平常時から災害発生時を想定し、福祉避難所に求められる施設機能、資機材の調達体制を確認するとともに、必要量の確保に努めます。

②障害特性に配慮した情報伝達体制の確保

市の安心・安全情報メール配信サービス「ほっとHOTメールののいち」の周知、メール登録を推進します。また、ファックスや地域広帯域移動無線アクセスシステムなど新しい情報伝達手段の活用を研究することで、聴覚及び視覚障害にある人をはじめ、障害のある人の属性に応じた防災情報の提供に努めます。

③地域の防犯対策の促進

地域の防犯ボランティア活動の促進や防犯灯の設置の推進により、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。

④消費者保護対策の充実

障害のある人や認知症高齢者等が悪質訪問販売等の消費者被害に遭わないよう、消費者問題に関する情報について、広報等への掲載やパンフレット配布により情報発信を行い、注意を促します。

また、民生委員児童委員協議会全体定例会において消費者トラブルの最新事例を紹介することで、独居老人宅等へ個別訪問する際に民生委員・児童委員から訪問先へ情報提供していただくなど、障害のある人や認知症高齢者等への情報提供や見守りについても関係機関との連携を強化し推進していきます。

基本目標5 障害のある人の生活の質の向上

【基本目標5のねらい】

障害の有無によらず、誰もが社会の一員として参加・貢献する地域をつくっていくためには、地域の多様な活動への参加や交流を通して、障害のある人と障害のない人が互いに関係づきりを学び・実践することで、社会的な障壁をなくしていくことが必要です。

障害のある人が、主体的に活動することで、自らの生活の質を高められるようにするため、様々な社会活動へ参加できる環境を整えていきます。生涯学習、スポーツ、文化、健康づくり等の活動の関係者と連携し、障害の有無に関わらず活動を楽しめる環境づくりを推進します。

■施策の体系



(1) 生涯学習の充実

障害のある人の生活の質の向上を目指して、生涯学習活動への参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

①生涯学習活動の支援

障害のある人の学習意欲に応え、参加しやすい環境を整え、学習機会の充実を図ります。広報やコミュニティFM放送局等を活用し、生涯学習関係の情報提供を行います。

②学習支援体制の充実

各種講座へ参加できる環境づくりとして、聴覚障害のある人への手話通訳者や要約筆記者の配置や、視覚障害のある人等のための移動支援の充実等を推進します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の充実

障害のある人の生活の質の向上を目指して、スポーツ・レクリエーション活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

〔主な取り組み〕

①スポーツ・レクリエーション教室・大会等の参加機会の充実

障害のある人に、野々市で行われるスポーツ・レクリエーション教室・大会等への参加を呼びかけます。教室・大会等の運営にあたっては、障害のある人が参加して、楽しめるよう、合理的な配慮を行います。

②スポーツ活動を支援する人材の育成・活用

障害のある人が地域のスポーツ活動の場に参加しやすいよう、スポーツ指導者とコミュニケーションを取り、スムーズに活動できるようアドバイスをを行います。また、障害者スポーツ交流大会等の障害のある人が参加するスポーツ活動の場にスポーツ推進員を派遣します。

(3) 芸術・文化活動の推進

障害のある人の生活の質の向上を目指して、芸術・文化活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

〔主な取り組み〕

①芸術・文化へのアクセスの推進

障害のある人に、野々市で行われる芸術・文化を鑑賞できるイベント等への参加を呼びかけます。イベント等の運営にあたっては、障害のある人が参加して、楽しめるよう、合理的な配慮を行います。

②障害のある人の文化活動の促進

地域活動支援センター等の文化的な活動への参加を促進し、障害のある人の文化活動を拡充していきます。

(4) 健康づくりの推進

障害のある人の生活の質の向上を目指して、健康づくり活動の参加を呼びかけるとともに、関係者と連携して安心して活動できる環境づくりに取り組みます。

〔主な取り組み〕

①生活習慣病予防の推進

障害のある人に、健康診査の受診や健診結果に基づく健康相談や健康教室等の利用を呼びかけます。健康診査を受けた障害のある人には、訪問等により結果の説明を行います。また、健康教室の運営にあたっては、障害のある人が参加できるよう配慮を行います。

第5章 計画の推進

第1節 関係者との連携体制の整備

本計画の推進にあたっては、地域における障害のある人のニーズや置かれている環境等を正確に把握し、取り組みに反映していくことが必要です。そのため、野々市市障害者自立支援協議会を活用し、障害のある人や障害福祉サービスのサービス体系を支える関係者との定期的な情報共有・意見交換の場を整備します。

1. 野々市市障害者自立支援協議会の役割

(1) 計画の進行管理

本計画の基本目標の達成状況を毎年評価し、障害者福祉施策の改善につなげます。

(2) 現場の課題の共有

困難事例やトラブル事例等の現場の課題を共有・蓄積・整理します。

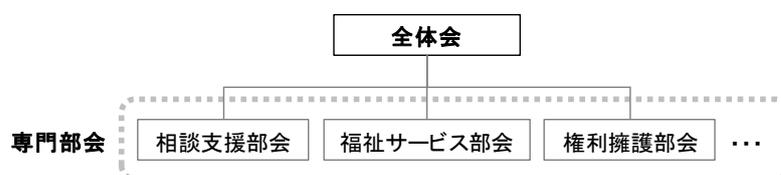
(3) 課題の解決策の検討と提言

日々の業務や、事業所から相談のあった困難事例やトラブル事例等の課題を整理し、障害者福祉の推進のため市が取り組むべきテーマについて検討します。優先度が高く、解決のための仕組みづくりが必要なテーマについて、既存の専門部会のほか、必要に応じ、テーマの内容に対応した新たな専門部会を立ち上げ、事業化等の対応方針について検討・提言を行ないます。

2. 野々市市障害者自立支援協議会の構成

野々市市障害者自立支援協議会は、全体会と複数の専門部会から構成します。

図 18 野々市市障害者自立支援協議会の構成



(1) 全体会

全体会の委員は、当事者団体・関係機関の代表者、学識経験者等から市長が委嘱し、官民一体となって本計画の推進について協議します。

年1回以上（10月頃）開催し、本計画の進行管理を行うとともに、現場の課題を踏まえて確認されたテーマについて、テーマの対応方針の報告を専門部会に求めます。また、全体会は、専門部会の報告を受けて市に提言を行い、市は全体会の提言を受けて予算措置等の具体的な対応を検討します。

市は事務局として、全体会の企画・運営を担います。

(2) 専門部会

専門部会は全体会で、市の取り組むべき課題として確認されたテーマについて官民の連携により解決策を検討する小規模なワーキンググループ（実務者集団）です。テーマに応じて、あらかじめ解決策検討のための作業工程と最終報告のとりまとめ等目標を定め、概ね1年以内に検討結果を取りまとめ、全体会に報告します。

市は事務局として、専門部会の企画・運営を担います。なお、テーマによっては、事業者等も事務局に加わります。

第2節 進行管理の方法

計画の進行管理は、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握し評価したうえで（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、PDCAサイクルを基本とします。

野々市市障害者自立支援協議会において基本目標の達成状況を毎年評価し、市で実施する主な取り組みの評価の結果と合わせて、翌年度の主な取り組みの内容を改善します。

また、計画期間の最終年度には計画全体の達成状況を評価し次期計画に反映します。

	計画の達成状況の評価	基本目標の達成状況の評価	主な取り組みの評価
目的	計画全体の達成状況の評価し次期計画に反映する	基本目標の達成状況の評価し主な取り組みの改善につなげる	主な取り組みの内容を評価・改善する
評価主体	野々市市障害者自立支援協議会		市
時期	6年後 (計画の見直しに合わせて)	毎年	
評価のレベル	計画全体	基本目標	主な取り組み

第3節 指標の設定

基本目標ごとに、以下の指標を設定します。

基本目標	指標名	基準値 (2017年度)	目標値 (2023年度)	単位
1	地域生活移行者数	0	5	人 (累計)
	一般就労移行者数	5	8	人 (累計)
2	重度障害のある人の 避難行動要支援者台帳への登録者割合	77.6	80	%
3	障害福祉サービスの関係者による協議によって 改善された取り組みの数	0	6	事業 (累計)
4	手話通訳者の派遣人数	62	80	人 (延べ数)
5	野々市市障害者スポーツ交流大会への参加者数	179	200	人/年

資料編

第1節 策定経過

当事者、事業所、有識者等の意見を計画に反映するため、野々市市障害者基本計画等策定委員会、事業所及び当事者団体へのヒアリング、パブリックコメント等を実施し、多角的な視点での検討を重ねて本計画を策定しました。

項目	時期	内容
平成 29 年度 第1回野々市市障害者 基本計画等策定委員会	平成 29 年 12 月 15 日	・(前)野々市市障害者基本計画の概要・自己評価 ・野々市市障害者基本計画の策定方針 ・今後のスケジュール
事業所及び当事者団体への ヒアリング①	平成 30 年6月 18～19 日	・過去 10 年間の成果・変化 ・現状の課題 ・今後の方向性 ・具体的なアクションのアイデア
平成 30 年度 第1回野々市市障害者 基本計画等策定委員会	平成 30 年8月1日	・野々市市障害者基本計画(骨子案)について ・計画策定のスケジュールについて
事業所及び当事者団体への ヒアリング②	平成 30 年8月 20 日	・野々市市障害者基本計画(素案)について
平成 30 年度 第2回野々市市障害者 基本計画等策定委員会	平成 30 年8月 30 日	・野々市市障害者基本計画(素案)について ・野々市市第5期障害福祉計画・野々市市第1期 障害児福祉計画(素案)について
パブリックコメント	平成 30 年9月 10 日～ 平成 30 年 10 月 10 日	・野々市市障害者基本計画(案)について ・野々市市第5期障害福祉計画・野々市市第1期 障害児福祉計画(案)について

第2節 野々市市障害者基本計画等策定委員会委員

(五十音：敬称省略)

職	氏名	所属等	備考
委員	今川 陽子	石川県立明和特別支援学校	
委員	岡田 晴彦	野々市市社会福祉協議会	
委員	亀田 義裕	株式会社 アルバ	
委員	小林 照子	松任・石川精神障害者家族会「ちよに会」	
会長	杉山 正樹	金城大学	
委員	高橋 吉隆	野々市市身体障害者福祉協議会	
委員	田丸 千佳	公募	
委員	寺西 久子	石川県石川中央保健福祉センター	
委員	中村 純子	社会福祉法人 石川サニーメイト	
委員	橋 直	相談支援事業所ののいち	
委員	浜田 光男	社会福祉法人富明会 けやき野苑	
委員	東 伸明	野々市市民生委員児童委員協議会	
委員	宮崎 栄一郎	白山公共職業安定所	平成 29 年度
委員	吉光 康平	白山ののいち医師会	
副会長 (平成 30 年度)	米澤 昭雄	白山公共職業安定所	平成 30 年度
委員	米田 繁雄	野々市市手をつなぐ育成会	
委員	山岸 富明	野々市市連合町内会	

第3節 野々市市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく野々市市障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく野々市市障害福祉計画(以下「基本計画等」という。)を策定するため、野々市市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画等の素案の策定に関すること。
- (2) その他基本計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害・福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 障害者福祉に関心を有する市民で、一般公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に掲げる所掌事務の終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、会長の許可を得て傍聴することができるものとする。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門事項を調査し、及び検討する身体障害者専門部会、知的障害者専門部会及び精神障害者専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

- 2 専門部会は、第2条の所掌事務のうち会長が指示する事項について検討を行う。
- 3 専門部会は、部員10名以内をもって組織する。
- 4 部員は、次に掲げる者のうちから会長が指名する。
 - (1) 障害・福祉関係者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) その他会長が必要と認める者
- 5 専門部会の部会長及び部会員は、会長が委嘱する。
- 6 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
(会議の招集に関する特例)
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。
(野々市市障害者計画等策定委員会設置要綱の廃止)
- 3 野々市市障害者計画等策定委員会設置要綱(平成18年6月26日施行)は、廃止する。

野々市市障害者基本計画
(第2期計画 2018～2023年度)

平成30年11月

発行 野々市市

編集 健康福祉部 福祉総務課

〒921-8510

野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6063

FAX 076-227-6251

E-mail fukushi@city.nonoichi.lg.jp